

令和5年5月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和5年5月23日（火） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 13名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	欠席	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 1名 3番 中村 逸夫

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第5号 合意解約等について

第 3 議案第21号 農地法第3条の規定による許可について

第 4 議案第22号 農業振興地域計画変更に係る意見について

第 5 議案第23号 農地法第5条の規定による許可について

第 6 議案第24号 非農地証明について

第 7 議案第25号 あっせんについて

第 8 議案第26号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

○事務局

皆さんおはようございます。

本日は3番委員とT推進委員から欠席の届出が出ております。

それでは定刻、定足数に達しておりますので、これから令和5年5月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

なお、会議中は、携帯電話は電源を切りになるかマナーモードに設定をお願いします。また、退席する時は、議長の許可をもらってから退席してくださいようお願いいたします。

それでは、開会にあたり、会長に御挨拶いただき、そのあと議事進行をお願いします。

○会長

皆さんおはようございます。

令和5年5月西之表市農業委員会定例総会の御案内をいたしましたところ、委員また推進委員の皆様には出席をいただきましてありがとうございます。

皆さん、テレビで、梅雨がどうのこうのっていう話も出ておりますけれども、なかなか梅雨入りのことも分からないような状況で、また天気予報がなかなか当たらずに、今、作業をしていれば雨が降りだしたりして、サトウキビの手入れやイモの植付け作業など、なかなか大変な日々を過ごしていると思います。また、南のほうに目をやりますと台風がありまして、今のところ、待機している状態です。心配になりますけれども、我々がどうこう言ってもどうにもなりませんので、見守っていきたいと思います。

また、来月の初めに、市、JAその他関係機関で組織される技連会におきまして、サトウキビ、甘藷の作付面積の実態調査が行われる予定です。

畑に耕作者が名札を立てますので、耕作者が分かりますので実態調査の参考にしていただければと思います。

またキビの4年度の速報が出ておりますので、お知らせをしたいと思います。

面積が671ヘクタール、前年の56ヘクタールのプラスです。

反収が6トン638キロ、前年比で146キロのマイナス。総生産量は、4万4,551トン。前年比で2,803トンのプラスということで反収は若干減りましたが、面積が増えたことで、生産量は増えております。取りあえず報告でございました。

また新型コロナにつきましては皆さんも御存じのように5月8日に5類に移行して、いろんな行事もコロナの前同様に行われておるようです。

今後とも、感染予防には気をつけていただきたいと思います。簡単ではございますが、挨拶といたします。

それではこれから議事を進めていきます。運営がスムーズにいきますよう皆様の御協力をよろしくをお願いいたします。

○議長

それでは会議を開催いたします。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名人の指名を行います。

7番 深田委員、8番 杉委員を指名いたします。

続きまして日程第2、報告第5号「合意解約等について」事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第5号「合意解約等について」を説明いたします。

資料は1ページから2ページになります。

今月の合意解約は、1番から6番の6件で、台帳現況地目畑14筆、22,433平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。続きまして日程第3、議案第21号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第21号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は3ページです。

1番です。榕城校区岳之田地区です。

現況地目畑の1筆で、面積23,804平米を売買により所有権移転するものです。

2番です。同じく榕城校区岳之田地区です。

現況地目畑の2筆で、面積20,362平米を、売買により所有権移転するものです。

3番です。国上校区寺之門地区です。

現況地目畑の3筆で、面積3,409平米を、売買により所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。続いて、担当委員のほうから報告をお願いいたします。

○5番委員

5番です。整理番号1番2番について説明いたします。1番2番は同じ畑で一枚の畑になっております。

20日の11時に、担当推進委員、会社の担当の方と3人で現地を確認しております。

整理番号1は農業法人になっておりますが、畑の奥半分が農業法人の所有になっているのですが、その農業法人が既に解散しており、その財産を処分するというところで、譲受人の方が買い受けるということらしいです。

整理番号2の酒造会社所有分は手前の半分になるのですが、そこは法人所有分を個人の所有にしたいということで、4町4反ぐらいのほとんど一枚の畑です。

場所は種子島トンネルの上にあります。

譲受人の方は都合がつかなくて現地に来なかったのですが、電話にて確認をしております。

双方確認しました。間違いありません。

許可相当だと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。続いて整理番号3、9番委員をお願いします。

○9番委員

9番です。整理番号3について報告します。

5月20日、8時30分譲受人立会いのもと、担当、推進委員とともに現地調査を行いました。

現地は、旧国上中学校の近くで、県道沿いにあります。1か所は、既にもうサトウキビが植えてありました。

譲受人は、鴨女町在住の建設業、農業、運搬業と手広く手がけている方です。

譲渡人は高齢で農業をやめるので、譲受人に、売買を申し込んだそうです。

譲受人は、経営技術、機械と何ら申し分なく許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。今、担当委員のほうから説明がありました。この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

(挙手無し)

無いようですので、これから議案第21号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案を許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第4、議案第22号「農業振興地域計画変更に係る意見について」を議題といたします。説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第22号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を説明いたします。資料は4ページです。

1番です。変更区分は「除外」になります。

申請地は、下西校区上石寺地区です。現況地目、畑の3筆、面積2,638平米です。

申請理由としましては、申請地に駐車場、コンテナハウスを整備したいということです。

農地区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地区域内農地で、利用目的の畑から区域除外を行おうとするものです。

土地の条件は、農振農用地区域外となった後は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

続きまして2番です。2番も変更区分は「除外」となります。

申請地は、古田校区中之町地区です。現況地目、畑の1筆で、面積401平米の

うちの4平米です。

申請理由につきましては、申請地に携帯電話基地局を設置したいとのこと。農地区分は、農業振興、地域整備計画に指定されている農振農用地区域内農地で、利用目的を畑から区域除外を行おうとするものです。

土地の条件は、農振農用地区域外となった後は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。12日に合同の現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いいたします。

○8番委員

おはようございます。8番、杉でございます。今回の合同調査につきましては、13番の日笠山委員と2人で合同調査委員ということで選任をされて調査を行ってまいりました。また現地につきましては、担当委員2名、立会人として農林水産課の職員、それから当局事務局が2名参加して、現場を見てきたところでございます。

農地の状況の写真を見ても分かりますように、非常に荒れた状態で、農振地域の一番の突端ということで、飛び地ではないということも鑑みまして、そしてまた、農振地としての見解見方捉え方ということも十分考えた上で、調査を行いました。

その中で、出た結果と申しますのはやはり、この農地の在り方使い方そして将来性について、どのように活用したほうが農地として生きていくのかということが、まず議論をされたところでございます。

現状のままこのまま放置しておきますと、やがて荒廃農地となって、耕作者もなく荒れ果ててしまうということで、この土地を有効活用するには農振地から除外して有効に使っていたほうが良いのではないかと結論に至ったのが結果でございます。

なおこの問題につきましては調査委員ともに、許可相当として判断をしたところでございます。どうか皆様の御審議をよろしくをお願いをいたいたします。

続きまして2番でございます。整理番号2番につきましては、もともとこの通信機器の会社の電波を発する通信等の設置につきましては、農地転用の不要案件ということで、面積も4平米で非常に小さな平米数、そしてまた、家庭菜園の現状でありましたけれども、そこの一角ということで、農業委員会としてここについて除外云々のこと等について、申し添えることは特段ないのではないかとということで現地の調査委員に担当委員も含めて、判断に至ったところでございます。したがって除外ということで許可相当ということで意見の一致を見たところでございます。どうか御審議、併せてよろしく申し上げます。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして、担当委員からの補足説明がありましたら、お願いをし

たいと思います。まず整理番号1について、2番委員お願いします。

○2番委員

2番です。調査委員長の報告どおりです。以上です。

○議長

続いて整理番号2を14番委員お願いします。

○14番委員

14番です。調査委員の言う通り間違いありませんので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員のほうから報告等ございました。この件につきまして皆さんのほうから、質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第22号「農業振興地域計画変更に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして、日程第5、議案第23号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第23号「農地法第5条の規定による許可について」を説明いたします。資料は5ページです。

1番です。上西校区池之久保地区です。

台帳現況地目畑の1筆で、面積1,899平米のうち、1,335平米を雑種地に転用するものです。

申請理由としましては、砂利採取地の表土等を保管するため、申請地に資材置場を整備したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業、農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は、畑、山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、現状のまま利用することから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達については、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われま

す。続きまして、2番です。下西校区池野地区です。

台帳現況地目、畑の1筆で、面積1,490平米を雑種地に転用するものです。

申請理由につきましては、事業運営のため、申請地に資材置場、駐車場を整備し

たいとのことでした。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は宅地、道路があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、また、雨水等排水計画書もあることから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達については、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に進むと思われま

す。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。この件につきましても、12日に合同現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いします。

○8番委員

それでは報告をいたします。議案第23号、整理番号1「農地法第5条の規定による許可について」ということで、説明がありましたとおり、5月12日、合同調査委員2名、それから現地で担当委員と合流しまして事務局、立会人も含めて、現地を見たところでございます。

この案件につきましては、本年の3月に取付けの道路ということで申請がなされて採択されたところに付随する農地でございます。

奥のところに砂があり、この砂を取るために3月にこの取付け道路ということで、許可を出され、そしてその表土をはいでその表土を置く場所にするということで、新しくこの許可申請が出てきたところでございます。

事務局の説明にもありまして、窪のほうに田んぼもございましてけれども、県の指導も得まして、飛散もしくは流出の防止対策をしっかりとって、被害にならないよう、被害を起こさないように対処した上で進んでいくということで説明を受けております。そういうものを鑑みまして、調査員一同許可相当ということで意見の一致を見たところでございます。どうか御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして整理番号2番について御説明を申し上げます。

この農地につきましては3年ほど前からもう耕作者がいないということで、1番のネックとなりなっておりますのが今のこの地図で出ている右の地図で出ております。市道から農地に入るための土地がこの申請人の土地でございまして、この申請人の土地を通らないとこの農地に入っていけないということで、袋小路になった農地でございます。非常に使い勝手が悪く、そして耕作者もいないということで、このままでは、荒れていくんではないかということで、ぜひこの場所を借受けまして一帯を資材置場にして、また、近隣の方々にも御説明をして有効活用したいということで、説明を受けたところでございます。この点につきましても調査委員含めまして、妥当ではないかということで報告をさせていただきます。皆さんあわせて御審議をよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして、担当委員からの補足説明ということで、整理番号1番のほう
が、私の担当ですので、報告をいたします。

○4番委員

ただいま調査委員長が言われたとおりです。よろしく願いいたします。

○議長

整理番号2番を2番委員お願いします。

○2番委員

2番です。ただいま、調査委員長の報告どおり、間違いありません。以上です。

○議長

ありがとうございました。担当委員のほうから報告がありました。この件につきまして皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第23号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

○議長

(全員挙手)

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第6、議案第24号「非農地証明について」を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

○事務局

日程第6、議案第24号「非農地証明について」を説明いたします。資料は6ページです。

1番です。榕城校区納曽地区です。

台帳地目は畑ですが、昭和47年頃から耕作せず、現在は雑種地となっております。交付基準2に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。この件につきましても、12日に合同現地調査が行われておりますので、調査委員長報告をお願いいたします。

○8番委員

はいそれでは説明をいたします。

申請人は本市には住まれていない鹿児島に住まれている方の申請でございます。

この方が相続を受けたのが相当前の昭和47年ということで、相続を受けたときにはもうこういう状態になっていたということです。写真を見ますと一言で感想を言うと「今頃の申請か」という感じで、周りは住宅街、そして、現状も駐車場のよ

うになっておりました。このような状態の中で砂利も引かれておまして、農地としての活用はほぼ無理だということで、意見の一致を見たところでございます。申請人の話も考慮した中で、周りの住宅がそういうことも鑑みまして、調査員一同、非農地証明の許可になったほうがいいのではないかとということで、意見の一致を見たところでございます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして担当委員から何か補足説明がありましたらお願いをしたいと思います。整理番号1番を5番委員お願いします。

○5番委員

はい、5番です。合同現地調査のときにこの土地に行きまして、もともと広い土地で、真ん中に道をつけて両方を切り売りした形になっていました。左側の一番入り口の土地です。それで奥に老人福祉施設をしている人がおられて、その当時、その人が「駐車場にしたいから貸してください」ということで駐車場にしていたみたいですが、その業者も撤退されて今はもう、ただ、ハエを敷いたような格好になっています。周りは売った時に宅地になったのですが、ここは農地のまま残っていて今回の申請になってわけです。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま担当委員のほうから詳しい説明がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第24号「非農地証明について」の採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第7、議案第25号「あっせんについて」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第25号「あっせんについて」を説明いたします。

資料は7ページです。

1番です。「貸したい」の申し出です。

場所は安城校区、大野地区です。賃料は10アール当たり9,000円、契約期間は5年間を希望とのことです。

あっせん委員につきましては、10番 牛越紀幸委員と、12番 中村正幸委員にお願いしたいと思います。

2番です。「貸したい」の申し出です。

場所は安城校区上之町地区です。

賃料は相談に応じ、契約期間は5年間の希望とのことです。

あっせん委員につきましては、同じく10番 牛越紀幸委員と12番 中村正幸委員にお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。この件について皆さんのほうから何か質問等ありましたらお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願ひいたします。

続きまして日程第8、議案第26号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

○事務局

日程第8、議案第26号「農用地利用集積計画に係る意見について」を説明いたします。

まず、所有権移転についてです。資料は8ページです。

1段目です。

地目畑、面積38,821平米、所有権を移転する者2人、受ける者2人です。

内訳につきましては9ページを、詳細につきましては、10ページから15ページを御覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明いたします。資料は16ページです。

1段目です。

期間が令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間、地目畑、面積32,198平米、利用権の設定をする者、8人、受ける者1人です。

内訳につきましては、17ページを詳細につきましては、18ページから25ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から、耕作者への利用権設定を説明いたします。

資料は26ページです。

1段目です。

期間が令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間、地目畑、面積32,198平米、利用権の設定をする者1人、受ける者5人です。

内訳につきましては、27ページを詳細につきましては、28ページから32ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

はいありがとうございました。それでは担当委員の報告をお願いしたいと思います。まず所有権移転、整理番号1については、現和と中割に担当を分けておりま

す。まず整理番号1の中割地区の分について11番委員報告をお願いいたします。

○11番委員

はい。11番です。所有権移転に関する整理番号1番について説明します。

20日午前、所有権を受ける者、担当推進委員の3名で現地調査をしました。

申請地は、中割地区にありまして、6筆で1枚になっている畑です。

所有権を移転する者と受ける者との関係は、先ほど農地法3条申請の1番と2番で上がってきましたけれども、この申請は、農地保有適格化法人を解散して、所有農地の権利を移転したいということの申請であります。

農業機械も揃っており、以前と変わらない作業ができると思います。

申請地には、安納イモが植えられておりました。

審議をお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続きまして整理番号1の現和地区の分について12番委員報告をお願いします。

○12番委員

12番です。整理番号1について報告いたします。

今ありましたとおり、現和方面が3か所ですので、その3か所に対して現地調査を行いました。

5月20日1時より、譲受人立会いで行っております。

内容はもう大体今説明があったとおり、11番委員がおっしゃったとおりです。畑自体は3か所ありまして、1つ目の畑は、イモのから床のハウス、2つ目は、イモの基腐病で植付けはしておりません。3つ目は、イモの植付けが終わっております。

調査の結果、確認しましたとおり、許可相当と考えます。

すみません、内容を大分省きましたが、11番委員と一緒にですので、よろしく願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。続きまして所有権移転整理番号2について12番委員をお願いします。

○12番委員

整理番号2について報告いたします。

5月20日10時より、譲受人立会いで調査を行いました。

譲受人は、乳牛80頭を育てる現和校区在住の農地所有適格法人です。

譲渡人ですが、もともと体が弱く、昨年、奥さんを亡くされ、両親も亡くなっておりますので、1人では大した農業は出来ません。

畑の近くに牛舎がある譲受人に相談し、今回の契約となりました。

畑7枚には牧草を植えていました。

譲受人は、農業機械も一式揃っており、経営技術においても、何ら申し分ありません。

譲渡人とは家を訪問し、確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員のほうから報告がありました。この件につきまして、何か皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、質疑を終了しましてこれから議案第26号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。

会 長 _____ 印

7 番 委 員 _____ 印

8 番 委 員 _____ 印